

議員全員協議会(令和3年1月29日)における第五次大阪狭山市総合計画(素案)に対する意見等及び市の考え方について

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
1	P3 第1章 1. 計画策定の趣旨		第五次総合計画のテーマを書き忘れているのではないか。第3次、4次のテーマをそれぞれ、人づくり、人を生かしたまちづくりを実践することとしてあげている。10年20年を振り返って、浮き出てきた課題解決に向けてテーマが示されないのはいかがなものか。	4ページの「(1)計画の役割と位置づけ」にこれまでの総合計画策定の経緯と市民参画のテーマを示しているとともに、24ページに第五次総合計画の基本理念を示しています。
2	P3 第1章 1. 計画策定の趣旨		文中、本市を取り巻く環境について、「大規模自然災害の発生」と述べられていますが、一番の特徴として、新型コロナ感染があります。この時期に審議された総合計画だということが分かる内容にしておくことが必要と思います。 例えば、「新型コロナウイルスのパンデミックという緊急事態の中において、安全・安心な暮らしに対する新たな意識のたかまり、とつなげばよいと思います。	7ページから8ページの「1.本市を取り巻く情勢」の「(3)安全・安心がより重視される時代」の下4行目に新型コロナウイルス感染症について示しています。
3	P4 第1章 2. 計画の役割と構成	(1)計画の役割と位置づけ	「地域力を礎に地域の課題に地域で取り組む自律的なまちづくりを〜。」⇒「 <u>新たな人材の育成・発掘</u> など地域力を再構築し、地域の課題に地域で取り組む自律的なまちづくりを〜。」にしようか。	第四次総合計画において、まちづくり円卓会議等の設置など、地域力を高め、市民と行政の協働によるまちづくりを進めてきました。第五次総合計画では、その高めてきた地域力を礎に地域ごとに課題解決できるようまちづくりを進めていくことをテーマとしています。そのための人材育成・発掘については、基本計画で記述しています。
4	P6 第1章 3. 各中学校区のまちづくりの方向性		「各中学校区のまちづくりの方向性は、第5次総合計画によるまちづくりを進める中で、まちづくり円卓会議による地域ビジョンの策定をめざします。」とあるが、円卓会議条例第9条には「地域ビジョン等に基づき、次の各号に掲げる事業の中から必要な事業を行うものとする。」とあり、各中学校区の円卓はそれに基づいて事業を行ってきたはずである。 地域ビジョンの策定を目指すとするが、各円卓の実情調査と意見の聞き取りは行われたのか。また、地域ビジョンの策定についてどのように進めて行かれるのか。	各円卓会議の実情調査は行っていません。まちづくり市民会議のメンバーとして各円卓会議から数名の方に参加いただき、議論を重ねていただいています。 第五次総合計画策定後、各円卓会議に資料をお持ちし、各中学校区のまちづくりの方向性について説明する予定です。
5	P6 第1章 3. 各中学校区のまちづくりの方向性		地区会や自治会が地域運営の多くを担っている校区が多いと思われる。まちづくり円卓会議等による地域ビジョンの策定ではなく、「地区会や自治会、円卓会議等」とするべきと思われるが。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 各中学校区のまちづくりの方向性は、第五次総合計画によるまちづくりを進める中で、市民、事業者、行政、地域で活動している自治会等やまちづくり円卓会議などの多様な地域主体が連携・協働し、各中学校区における個性のある魅力的なまちづくりへの指針(道しるべ)です。 各中学校区の将来のあるべき姿の実現のため、自治会等をはじめ、校区内で活動する団体や市民と行政が協働しながら、この指針(道しるべ)を参考に、まちづくり円卓会議による地域ビジョンの策定をめざします。
6	P6 第1章 3. 各中学校区のまちづくりの方向性		第8条 円卓会議は、校区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、校区の将来像及びそれを達成するための事業計画(以下「地域ビジョン」という。)の策定に努めるものとする。 (円卓会議の事業)第9条 円卓会議は、前条の地域ビジョン等に基づき、次の各号に掲げる事業の中から必要な事業を行うものとする。1.地域コミュニティの育成に関する事業 2.地域福祉の増進に関する事業 3.環境に関する事業 4.防犯、防災等に関する事業 5.前各号に掲げるもののほか校区のまちづくりにつながる事業 平成29年11月、大阪狭山市まちづくり円卓会議条例」の見直し検討のための市民アンケート調査、回収率は39.6%。結果概要は、条文の見直すべき点はないとする回答が約6割。条例の認知度が低くなく、今後は周知させるためのPRが必要。市民が広く参加できる雰囲気づくり	地域ビジョンの策定に関する規定は第8条であるため、第8条のみを注釈としています。
7	P7 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(2)社会経済情勢の変化	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、社会経済活動を成長軌道へ戻すことが急務となっていると認識しているのであれば、それに向かった具体的な計画となっている必要があるのではないか。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、各事業に取り組んでいるところです。情勢が刻々と変化するなか、その情勢にあった取組みを進めていきます。
8	P7 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(2)社会経済情勢の変化	訪日外国人旅行者数について、平成30年には3,000万人に達するとありますが、実数は3,119万人です	3,000万人というラインに到達したという意味合いで示しています。
9	P7 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(2)社会経済情勢の変化	文章推敲する必要がある。	検討した結果、現行ののとおりとします。
10	P7 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(3)安全・安心がより重視される時代	3行目、「しかし、その後も、平成28年」の「その後も」を削除	ご意見を踏まえ、「その後」を削除します。
11	P7 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(3)安全・安心がより重視される時代	文章の最後、同時に、コロナ後を見据えた対策も求められます。との挿入が必要ではないでしょうか。SDGsの取り組みが各所でされていることから挿入しておくことが望ましいと思います。	(3)では、コロナ禍における安全・安心の確保の観点から、目前にある脅威への対応を記述しています。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
12	P8 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(4)情報化の進展と生活の変化	新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症の感染拡大防止に向けた対応として、テレワークやオンライン会議などのリモートサービスの活用が広がりを見せ、新しい働き方が表れているように、学校においても児童生徒へ一人一台の端末が貸与され、いよいよギガスクール構想といった新しい学び方が始まるなど、社会全体にデジタル化オンライン化がさらに進むと考えられる。(学校も含めた社会とする必要を感じる)	教育のデジタル化を含め、「情報化の推進」を社会情勢の変化と広く捉えています。具体的には、48ページの施策2の施策の背景に、ICT教育の推進や少人数学級制の導入など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要であることを示しています。
13	P9 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(5)ライフスタイルや価値観の多様化	新型コロナウイルスとの共生を視野に入れた新たな生活様式が求められているとある。具体的な生活スタイルを示せないまま、この計画を作成してよいのか疑問がある。	身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いといった新たな生活様式は示されていると認識しています。
14	P9 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(5)ライフスタイルや価値観の多様化	「 <u>飲食に至るまで人々の日々の暮らしを大きく変え、新しい生活様式を考える端緒ともなっています。</u> 今後は、」 ⇒「 <u>飲食に至るまで人々の日々の暮らしを大きく変えました。今後は、</u> 」に変更。	身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いといった新たな生活様式は示されていると認識しています。
15	P9 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(6)人と人とのつながりを大切にする社会	密を避けるコロナ禍にあって、どのように人と人とのつながりを大切にする社会を構築するのかを示さないのは無責任ではないか。	核家族や単身者等向け生活サービスの浸透、近隣コミュニケーションの減少等、さまざまな要因により、人と人との関係が希薄している背景があるため、市民同士が支えあう地域社会の構築や人と人とのつながりを大切にする温もりのあるコミュニティの創造が求められることを示しています。
16	P8 第2章 1. 本市を取り巻く情勢	(6)人と人とのつながりを大切にする社会	自治会等の、等は、自治会以外に何を想起したらいいのでしょうか。具体的に教えてください。もしも、地域地区会であれば、自治会(地域地区会)としたほうが理解しやすいと思います。なければ、削除できます。22Pに1カ所、104P、105Pの両ページで4カ所あります。	自治会等の「等」は、地区会や住宅会が含まれます。
17	P9 第2章 1. 本市を取り巻く情勢		「(7)隣接市(地域)との連携」として追加し、具体的に記述してはどうか。	本市を取り巻く情勢には示していませんが、110ページの施策22において、広域連携について示しています。
18	P11 第2章 2. 本市の現状と特性	(1)自然及び歴史の特性 ③歴史的特性	狭山池平成の大改修について。 どれぐらいの期間をかけて工事が行われたのかを分かるようにして頂きたい。例えば、狭山池平成の大改修(1988年12月工事着工、2001年3月完了)と()書きで表示すればと思います。	ご意見を踏まえ、狭山池の平成の大改修について、昭和63年(1988年)12月に工事着工し、平成13年(2001年)3月に完了したことを追記するため、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 平成13年(2001年)には、市民の心のよりどころである狭山池が、平成の大改修(昭和63年(1988年)12月着工、平成13年(2001年)3月完了)として大阪府の事業により治水ダムという新しい機能を付加されて生まれ変わり、あわせて公園や博物館の建設が進められ、狭山池周辺が市民の憩い場として整備されました。
19	P11 第2章 2. 本市の現状と特性	(1)自然及び歴史の特性 ③歴史的特性	「市民の心のふるさと」を「市民のシンボル」に修正	24ページの基本理念にもあるように、狭山池は「市民にとって心のよりどころ」としていることから、整合性を図るため、「市民の心のよりどころ」に修正します。 (修正後) 平成13年(2001年)には、市民の心のよりどころである狭山池が、平成の大改修(昭和63年(1988年)12月着工、平成13年(2001年)3月完了)として大阪府の事業により治水ダムという新しい機能を付加されて生まれ変わり、あわせて公園や博物館の建設が進められ、狭山池周辺が市民の憩い場として整備されました。
20	P11 第2章 2. 本市の現状と特性	(1)自然及び歴史の特性 ③歴史的特性	「狭山池を舞台とした新たなイベントとして、」を削除	ご意見を踏まえ、「狭山池を舞台とした新たなイベントとして、」を削除し、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 平成14年(2002年)には、狭山池の改修工事の完成を機に、市民が主体となった狭山池まつりがはじまりました。
21	P11 第2章 2. 本市の現状と特性	(1)自然及び歴史の特性 ③歴史的特性	「市民活動支援センターにおけるまちづくり大学を開講し」 ⇒「市民活動支援センター主宰のまちづくり大学が開講し」	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 「市民活動支援センターによるまちづくり大学を開講し」に修正します。
22	P11 第2章 2. 本市の現状と特性	(1)自然及び歴史の特性 ③歴史的特性	「まちづくり円卓会議を設立するなど」 ⇒「まちづくり円卓会議が設立されるなど」	ご意見を踏まえ、「まちづくり円卓会議が設立されるなど」に修正します。
23	P15-16 第2章 2. 本市の現状と特性	(2)社会的特性 ③産業構造	文中、本市の主要産業の紹介のなかに、宿泊が明記されています。 宿泊業・飲食サービス業238件、構成比13.0%とあります。それぞれの内訳を教えてください。宿泊施設は、本市のどこにあるのか教えてください。	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービスが235事業所、2371人であり、その他の宿泊業(他に分類されない宿泊業)が3事業所、従業者は不明となっています。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
24	P21 第2章 3. 市民意識	(2)まちづくり市民会議	まちづくり市民会議メンバーで議論いただいた地域の将来像及び地域での取り組みだけが示されている。実際に中学校区のまちづくりを実践してこられた円卓会議の描く将来像、取組も示し、リスペクトしていただきたい。	第五次総合計画を策定する上では、まちづくり市民会議を開催し、中学校区ごとに将来像等を議論していただいたことから、提言の内容から主要なところを抜粋し、「3.市民意識」に示しています。まちづくり市民会議で議論していただいた内容を踏まえ、「各中学校区のまちづくりの方向性」を示したものです。今後、円卓会議において地域ビジョンが策定できるよう、市も協力しながら取り組んでいきます。
25	P22 第3章 まちづくりの課題	(2)ライフスタイルや価値観の多様化への対応	LGBTについて書いているがLGBTQIに改める考えはないか。	議員ご指摘のとおり、LGBTはSOGIを表す単語の頭文字を並べた言葉であり、LGBT以外にQ(クエスチョニング/クィア)を含め性的マイノリティを示す総称として用いられる場合があります。第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版では、性的マイノリティを含む「性の多様性を表す表現」としてLGBTの表記を解説しており、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に係る表現との整合性を図るため、本計画においてもLGBTとして表現しております。
26	P22 第3章 まちづくりの課題	(4)地球環境への対応	「循環型社会への転換などの地域からの取り組みが求められていることから、地域から取り組んでいく必要があります。」 →意味不明です。通訳してください。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。
27	P22 第3章 まちづくりの課題	(4)地球環境への対応	地域からの取り組みが求められていることから、地域から取り組んでいく必要があります。 →文章を整理する必要があります。	(修正後) 地球温暖化や大気・海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化するなかで、本市においても、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー活動の実践などの低炭素社会の実現が求められます。また、循環型社会への転換を図るため、環境保全に向けたごみの減量や再資源化など、地域から取り組んでいく必要があります。
28	P23 第3章 まちづくりの課題	(5)ICTの普及と社会への変化の対応	ギガスクール、学校の在り方も変わることも示されたい。	この項目では、大きな視点で、「ICTの普及と社会への変化への対応」を示しています。個別具体の背景は、48ページの施策2の施策の背景に、ICT教育の推進や少人数学級制の導入など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要であることを示しています。
29	P23 第3章 まちづくりの課題	(5)ICTの普及と社会への変化の対応	「ICT(情報通信技術)の普及発展のメリットを市民が適正に享受するため、これらを利用する能力を身につける必要があります。」 →少しわかりにくいです。例えば、ICT(情報通信技術)の普及発展のメリットを市民が適正に享受できるように、利用する能力を身につける必要があります。で意味は通じるのではないのでしょうか。 「また、本市においても、ICTやSNSを活用するなど、サービスの向上や事務の効率化を目的として、情報セキュリティや個人情報保護(といった側面)に配慮し(たうえで)、時代にあった(新しい)技術の活用が必要(です。)」となっています。」 ()は削除しても意味は通じると思います。「時代にあった」と「新しい」は同じ意味の重ねなので一方を削除。最後は、「必要となっています。」のほうが締まります。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 (修正後) ICT(情報通信技術)やIoTの普及発展のメリットを市民が享受できるよう、そうした技術を利用する能力を身につける必要があります。また、本市においても、ICTやSNSを活用するなど、サービスの向上や事務の効率化を目的として、情報セキュリティや個人情報保護に配慮し、時代にあった技術の活用が必要となっています。
30	P23 第3章 まちづくりの課題	(6)持続可能なまちづくり	貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発にむけて国連が加盟する全ての国が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が示す「誰一人取り残さない持続可能で多発性と包括性のある社会をめざす動きが世界の大きな潮流となりつつあります。」 →平和的社会という言葉は、どういう意味でしょうか。聞きなれない言葉です。	「平和的社会」は、国際連合広報センターのHPでの文書を引用しています。 これは、SDGsのゴール16で使われている「平和で包摂的な社会」に該当します。
31	P23 第3章 まちづくりの課題	(6)持続可能なまちづくり	「平和的社会」という言葉があるのですか。意味も教えてください。	
32	P23 第3章 まちづくりの課題	(6)持続可能なまちづくり	貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発にむけて国連が加盟する全ての国が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が示す「誰一人取り残さない持続可能で多発性と包括性のある社会をめざす動きが世界の大きな潮流となりつつあります。」 →文章の書き出しは、名詞が並んでいます。その後の文章のどこにつながるのでしょうか。 1文が長すぎて分かりにくく、表現も重複しています。文章を整理する方がよいのでは。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」をめざす国際社会の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会をめざす動きが世界の大きな潮流となりつつあります。本市においても、地域の活性化を図るため、創意工夫のある地方創生の取組みと重ねあわせながら、「持続可能」という世界の大きな潮流を視野に入れて、個性を活かした自律したまちづくりを進めていく必要があります。
33	P23 第3章 まちづくりの課題	(6)持続可能なまちづくり	文書全体、もう少し整理していただけないか。一文が長すぎて、主語、述語、文の意味がわかりにくくなり読みづらいです。すっきりした文章に整理をお願いします。	

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
34	P24 第4章 1. まちづくりの基本理念		中段の文章、「このような中、……として設定しました。」は、1文が長すぎて分かりにくく感じます。第四次総合計画のまちづくりの基本方向では、「市の将来像」として、この文章が2文で構成されていました。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 令和2年度(2020年度)を目標年次とする第四次総合計画では、市民の心のよりどころであり、本市のシンボルである狭山池の水がきらめくように人が輝き、人と自然との共生、さらには人と人との共生をめざしたまちづくりを進めていくこととしました。その上で、地域への愛着や誇りを醸成し、まちづくりの活動を次世代に継承していくために、“水きらめき 人が輝く共生のまち 大阪狭山”を将来像として設定しました。
35	P24 第4章 2. 市の将来像		『大学』は移転するので、文章表現を考えた方がよいのではないのでしょうか。	市内外の大学と、引き続き連携し、まちづくりを進めていきます。
36	P24 第4章 2. 市の将来像		文中、事業者や大学など、市に関係する多様な主体が力を合わせてまちづくりを進めていきます。とありますが。市内からは大学がなくなる中で、思いは帝塚山学院大学や近畿大学との連携を意味していると思いますが、主体となってくれるのでしょうか。あくまでも市内にあってこそ主体といえるのではないのでしょうか。「連携している大学の協力も得て」というのが実態ではないのでしょうか。大学の位置づけは、表現をかえておいたほうが良いのではないのでしょうか。	
37	P24 第4章 2. 市の将来像		「水・人・まちが輝き みんなの笑顔を未来へつなぐまち」 →中点について、単語を並列させるときに使います。注意点は、並列ですから、並べる単語同士が対等な存在でなければなりません。水の概念、人の概念、まちの疑念は対等でしょうか。水、人、まちが輝き のほうが良いのではないのでしょうか。	並列を強めるために、「水・ひと・まち」としています。また、国においても、「まち・ひと・しごと創生法」といった名称の法律もあります。
38	P24 第4章 2. 市の将来像		・ひと・まちが輝いていれば、市民は笑顔のはず、「みんなの笑顔を」は重複しているように思われる。「みず・ひと・まちが輝き未来につなぐまち」で良いのでは。	輝きとともに笑顔も見られるイメージが想起できるものと捉えています。
39	P25 第4章 3. 将来人口推計	(1)人口の推移	「市全体の約4割が65歳以上となり、1人の老年人口を生産年齢人口の約1.35人で支えることとなります。」の生産年齢人口について、65歳以上でも働いている人はいます。1.35は補正した数字ですか？	一般的に、65歳以上を老年人口と定義されており、全国を一律に比較する指標となっています。
40	P26 第4章 3. 将来人口推計	(2)人口の将来展望	H27年の人口ビジョンとの差異もあわせて示してはどうか。また、出生率2.07とするのはいかがなものか、現状の出生率と併記すべき。	推計パターンを新旧併記すると、複雑になると考えます。なお、長期的な人口の将来展望は、第2期総合戦略において示していきます。合計特殊出生率2.07は、国が令和22年(2040年)の目標として掲げている数値であり、本市もそれに準じて2.07としています。
41	P27 第4章 4. 都市構造と土地利用		本市の位置図で、堺東駅、泉ヶ丘駅、河内長野駅、富田林駅が示されているのにあわせ、大阪狭山市の○の表記を工夫し、「狭山駅、大阪狭山市駅、金剛駅、滝谷駅」の表記を。	ご意見を踏まえ、位置図に「狭山駅、大阪狭山市駅、金剛駅、滝谷駅」を追記します。
42	P27 第4章 4. 都市構造と土地利用		本市の位置図に、大阪メトロ御堂筋線を記載しては。	ご意見を踏まえ、本市の位置図に「大阪メトロ御堂筋線」を追記します。
43	P27 第4章 4. 都市構造と土地利用		この図より、第4次計画のほうが、わかりやすい。	P27の図面は、広域的な繋がりを示す、新規の図です。
44	P28 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市構造 ①都市拠点の設定	にぎわい・健康拠点の文章で大野テニスコートや第三青少年広場が具体的な名称として記載されています。 にぎわい・レクリエーション拠点として、近大病院跡地付近を位置づけることは理解できますが、借地である大野テニスコートを明記することについて、違和感があります。今総合計画の10年間は、契約期間が担保されているのかどうか。契約内容に関して、開示してください。年間の事業コストと受益者負担など均衡が図られ、市民の理解を得られるように公開できますか。	ご指摘のとおり、民地については、将来にわたり契約を担保されているわけではありませんので、今後、計画の進捗のなかで、見直しが必要となれば、検討を加えてまいります。
45	P28 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市構造 ②都市軸の設定	文中に「歩道整備」を挿入すべきと思います。	ご指摘の箇所は、交通軸を示したもので、歩道整備については、P71の(2)の文面で「歩行者空間の整備」として記載しています。
46	P28 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市構造 ②都市軸の設定	鉄道の説明で、「市内3駅(隣接する滝谷駅を含むと4駅)という利便性の表記」と「金剛駅については、鉄道として、特急、急行停車駅である」ことの表記を。	交通軸の項目となりますので、「軸」を中心とした文章としています。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
47	P28 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市構造 ②都市軸の設定	骨格道路において、「大阪狭山市駅と金剛駅をつなぐ道路の整備などを行うことで駅周辺のにぎわい創出を図ります。」とあるが、道路整備を行うことによって、どちらの駅周辺のにぎわい創出を図ることを目指しているのか。また、道路整備だけではにぎわいを創出することはできないが、道路整備も含めて事業計画は策定されているのか。	骨格道路は、主要な幹線道路と補助幹線道路を示しています。ご指摘の「にぎわいの創出」について、「駅周辺活性化エリア」にて示し、取組みを進めていくこととしていることから、次のとおり文章を修正します。 また、道路整備を含めた事業計画については、策定しておらず、都市計画マスタープランに基づき取組みを進めていくこととしています。 (修正後：骨格道路) 堺市、富田林市及び河内長野市等をつなぐ国道310号や府道森屋狭山線などの主要な幹線道路を「交通軸」として設定し、他市へのアクセスなど道路ネットワークを形成しています。また、市外への幹線道路の整備など他市へ容易にアクセスが行えるよう、都市計画道路大阪河内長野線や府道河内長野美原線など、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、幹線道路の整備を推進し、道路沿道の利用など利便性を高める取組みを進めます。 (修正後：駅周辺活性化エリア) 狭山駅、大阪狭山市駅及び金剛駅周辺を「駅周辺活性化エリア」として設定します。 狭山駅周辺は、地域のにぎわいや生活利便性を高めるなど、活性化を図ります。 大阪狭山市駅周辺は、市役所や文化会館等の公共施設が集積する地域として、人々が親しみ集える場となるよう、整備を進めるとともに、金剛駅周辺は、都市のにぎわいと魅力あふれる場となるよう、商業・サービス業の集積を図り、連続した市の中心市街地の形成を図ります。
48	P28 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市構造 ②都市軸の設定	骨格道路として新たに大阪狭山市駅と金剛駅をつなぐ道路の整備が記載されています。府道河内長野美原線サヤカホール前や浦野庄交差点の渋滞問題が新しい道路整備によって解消されます。しかし、富田林市へのアクセスとなる大阪狭山市駅東側の金剛青葉ヶ丘線は、現状からも安全な歩行者空間の確保ができていない状況であり、新設の道路が開通すれば交通量が増え、駅前でありながらさらに歩行者の安全が確保できず(道路を横断することがかなり厳しい時間帯がある)危険を伴うことは再三議会でも指摘しています。計画の実施によって推測される課題について、解消策としての計画は同時に記載するべきであります。大阪狭山市駅東側周辺の歩行者の安全確保のための道路整備計画の文言も記載するべきです。また、この計画道路は、サヤカホール駐車場に隣接しており、道路が敷設されることによって、駐車場の土地(借地)自体の利用価値が増えるためマンション整備へと契約解除の申し出につながるのではと考えますが、行政としてどのように考えていますか。	No.47のとおりです。
49	P28 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市構造 ②都市軸の設定	広域幹線道路としての都市計画道路大阪河内長野線 地域幹線道路としての河内長野美原線 整備にあたっては、良好な沿道環境…生活道路への通過交通の抑制の記入	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 堺市、富田林市及び河内長野市等をつなぐ国道310号や府道森屋狭山線などの主要な幹線道路を「交通軸」として設定し、他市へのアクセスなど道路ネットワークを形成しています。また、市外への幹線道路の整備など他市へ容易にアクセスが行えるよう、都市計画道路大阪河内長野線や府道河内長野美原線など、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、幹線道路の整備を推進し、道路沿道の利用など利便性を高める取組みを進めます。
50	P29 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市構造 ②都市軸の設定	水とみどりのネットワーク軸で、1行目に市民ふれあいの里(東野)を追記	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 狭山池を中心に、西除川、東除川、三津屋川、あまの街道・公園・緑地、市民ふれあいの里などを一体的に連続したネットワークでつなぎ、歩行者の移動や利便性を高めるウォーカブルな都市空間の形成を図ります。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
51	P29 第4章 4. 都市構造と土地利用	(2)土地利用 ■エリアの設定-駅周辺活性化エリア	狭山駅周辺の一文について、現在スーパーなどの商業施設がなく決して利便性があるとは言えない状況である。「商業施設の充実(誘致)」など具体的に示すべきではないか。 例)狭山駅周辺は、地域のにぎわいのため、商業施設を充実(誘致)するなど、生活の利便性を高める活性化を図ります。	ご指摘の「商業施設の充実(誘致)」は、「など」に含まれます。また、文章表現を整理し、次のとおり修正します。 (修正後) 狭山駅周辺は、地域のにぎわいや生活利便性を高めるなど、活性化を図ります。
52	P29 第4章 4. 都市構造と土地利用	(2)土地利用 ■エリアの設定-狭山ニュータウン地区活性化エリア	「若年層の流入を促す視点で、住宅や土地の流動性を高める取組みを進めます。」となっているが、具体的に何をするのか、わからない。	狭山ニュータウン地区では高齢化率が高い状況を踏まえ、例えば、空き家バンク制度のさらなる利用促進を図るなど、空き家等を固定化させることなく、流動性を高める取組みを行うことで、若年層の移住や定住にもつなげていきたいと考えています。他の取組みについても、庁内関係部署で検討してまいります。
53	P29 第4章 4. 都市構造と土地利用	(2)土地利用 ■エリアの設定-駅周辺活性化エリア	第4次総合計画で狭山駅、「大阪狭山市駅周辺の商業・サービス業の集積を図る」とあった。 第5次総合計画では、商業・サービス業の集積はなくなっています。 ・これまでどのような取組や努力がされたのでしょうか。 ・進まなかった問題点はなにか。 ・第5次に掲げられない理由は为什么呢。	第4次総合計画では、狭山駅及びコミュニティセンター周辺を「地域拠点」として設定し、地域の生活利便性を支える商業施設の集積を図ることを目標としましたが、商業施設が立地できる条件は整っていたものの、諸条件が折り合わないなどの理由に企業誘致が進まなかったと推測されます。第5次総合計画では、狭山駅周辺について、地域のにぎわい生活利便性を高めるなど、活性化を図っていきます。
54	P28-30 第4章 4. 都市構造と土地利用	(1)都市拠点の設定 (2)土地利用	(1)の①都市拠点の設定では、市民ふれあいの里、青少年野外活動広場が集積する地区をにぎわい・レクリエーション拠点として設定し、市民が交流できる環境づくりを進めるとあり、②都市軸の設定では、水とみどりのネットワーク軸を設定し、歩行者の移動や利便性を高めるウォーカブルな都市空間の形成を図る。とある。 また、エリアの設定においては、「狭山駅周辺は、地域のにぎわい生活利便性を高めるなど、活性化を図ります。」とあるが、p30の都市構造図には市民ふれあいの里、青少年野外活動広場と狭山駅を結ぶ道路が骨格道路として位置づけられていない。 都市空間の形成を図るのであれば、重要な交通軸とするべきではないのか。	市民ふれあいの里、青少年野外活動広場と狭山駅を結ぶ道路については、補助幹線道路(骨格道路)であるため、都市構造図に追記します。
55	P30 第4章 4. 都市構造と土地利用	都市構造図	府道泉大津美原線を記載すべきでは。	ご意見を踏まえ、都市構造図に「府道泉大津美原線」を追記します。
56	P31 第4章 5. 施策の大綱		P31 3行目 市民参加(協働)の推進→市民参画(協働)の推進	ご意見のとおりに「市民参画(協働)の推進」に修正します。
57	P31 第4章 5. 施策の大綱		P32 最終行 支援を進めることにより→協働(支援)を進めることにより	「自助」や「共助」の観点から、市民に対し、危機に対する知識の取得や、備えを行政がバックアップをするという意味で、支援を進めることとしています。
58	P32 第4章 5. 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来 が輝く まちづくり		原文について、なるべくわかりやすい文章に整理をして頂ければと思います。	健やかは「健康」、「健全」は青少年育成の観点で使用しています。 ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めるとともに、子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を育む教育の充実や、学校園・家庭・地域との連携による地域ぐるみの子育て・教育に取り組むことによって、次代を担う人材が育つまちをめざします。 また、悩みや不安を抱えた子どもや若者に寄り添い、健全な成長を地域で支えるまちをめざします。
59	P32 第4章 5. 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来 が輝く まちづくり		「安心して子どもを産み育て」は、母親が主語であり、「健やかに成長することができる」は、子どもが主語ですので並列する場合は、表現を工夫してください。	
60	P32 第4章 5. 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来 が輝く まちづくり		「健やかに成長することができる環境づくりに努める」「子どもや若者の健全な成長を地域で支えるとともに」の表現は重複しているように感じます。健やかと健全は区別されているのでしょうか。文章を整理した方が分かりやすいと考えます。	
61	P32 第4章 5. 施策の大綱 1. 子どもや若者の未来 が輝く まちづくり		「安心して子どもを産み育て、健やかに成長することができる環境づくりに努めるとともに、子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力をはぐくむ教育の充実や、学校園・家庭・地域との連携による地域ぐるみの子育て・教育に取り組むことによって、次代を担う人材が育つまちをめざします。 また、子どもや若者の健全な成長を地域で支えるとともに、悩みや不安を抱えた子どもや若者に寄り添うまちをめざします。(原文)」 ①安心して子どもを産み育て、の主語は母親です。「健やかに成長」の主語は子どもです。したがって、「子どもたちが健やかに成長」と記すのがいいのではないかと思います。「することが」を削除しても「できる」で意味は通じると思います。 ②「夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力をはぐくむ教育の充実や、学校園・家庭・地域との連携による」は順序を入れ替えたほうが理解しやすいと思います ③また、子どもや若者の健全な成長を地域で支えるとともに、悩みや不安を抱えた子どもや若者に寄り添うまちをめざします。も順序入れ替え整理してみました。案として。 安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努め、学校園・家庭・地域の連携により、夢や希望を抱き未来に向かって生きる力をはぐくむ教育と地域ぐるみの子育てにとりくみ、次代を担う人材が育つまちをめざします。 また、悩みや不安を抱えた子どもや若者に寄り添い、健全な成長を地域で支えるまちをめざします。 健全な成長を→主語は子どもや若者ですが、ここでは省いても意味は通じると思います	

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
62	P32 第4章 5. 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり		原文について、なるべくわかりやすい文章に整理をして頂ければと思います。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健、福祉、医療の連携を図り、総合的に施策を展開します。また、人々が互いを認め合い、つながり、支え合うことで、障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての市民が、健康でいきいきと暮らせるまちをめざします。
63	P32 第4章 5. 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり		「住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、……住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。」の文章ですが、ここも1文が長いのですが、1文の中に、同じ表現が重なるので、整理する必要があります。	
64	P32 第4章 5. 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり		「年齢にかかわらず、子どもから高齢者まですべての市民が、……」 →下線部は同じ内容です。	
65	P32 第4章 5. 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり		文頭の「住み慣れた地域で安心して暮らせるよう」にと、まとめ部分の「住み慣れた地域で」が重複しているので、文頭部分はなくてもよいと思う。	
66	P32 第4章 5. 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり		「するとともに」→「し」にすれば、流れがすっきりすると思う。	
67	P32 第4章 5. 施策の大綱 2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり		「障がいの有無や年齢にかかわらず」と「子どもから高齢者まで」「全ての市民」は、意味が重複している点があると思うので整理してはどうですか。	
68	P32 第4章 5. 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり		原文について、なるべくわかりやすい文章に整理をして頂ければと思います。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 道路や公園、上下水道などの都市基盤の整備や維持管理、長寿命化を計画的に進め、快適で魅力ある住環境を形成するとともに、狭山池を中心とした水とみどりのネットワークの形成を図り、人と自然が共生するまちをめざします。また、市民や事業者と行政が協働し、環境負荷の低減に取り組み、低炭素社会・循環型社会の構築をめざします。さらに、地域社会を支える産業の活性化を図り、活力とにぎわいのあるまちをめざします。
69	P32 第4章 5. 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり		「コンパクトで持続可能なまち」のコンパクトとは、どういう意味でしょうか。コンパクトシティという意味でしょうか。本市にコンパクトシティは馴染まないと考えますが。	
70	P32 第4章 5. 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり		文中「——とともに」と「——ことにより」が連続しており、何を言いたいのか理解しづらいです。全体を整理してください。	
71	P32 第4章 5. 施策の大綱 3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり		ア・文中の「コンパクト」は「コンパクトシティ」の概念を意味しているのですか？ もしそうであれば、大阪狭山市自身がコンパクトな街のため、「コンパクトシティ」の概念はそぐわないと思う。 イ・「小さな政府」との意味であれば、「持続可能なまちをめざす」につながるため、住民要望等を縮小すべきとの誤解を与えることになる。 ア・イ、いずれにしても削除するのが良いと思います。	
72	P32 第4章 5. 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を 育む まちづくり		原文について、なるべくわかりやすい文章に整理をして頂ければと思います。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりを進めるとともに、市民文化の振興や、歴史文化遺産の保存・活用を図ることで、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。 また、一人ひとりの人権が尊重され、年齢や性別、障がいの有無、人種、民族などの違いにとらわれず、共に生きる平和なまちをめざします。
73	P32 第4章 5. 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を 育む まちづくり		「活発な文化・スポーツ活動を支える環境整備など、……」 →この文が、どこに続くのか分かりません。	
74	P32 第4章 5. 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を 育む まちづくり		「一人ひとりの人権平和が尊重され、……」 →人権と平和は別のものです。	
75	P32 第4章 5. 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を 育む まちづくり		「一人ひとりの人権平和が尊重され」とは、？ 「人権と平和」でしょうか？そうであれば、「人権と平和」は、密接な関連はあると思いますが、並列して「尊重され、」につながる、「一人ひとりの人権が尊重され」との意味は通じますが、「一人ひとりの平和が尊重され」となると、意味不明になりませんか？。「平和は一人ひとりの尊厳と尊重から始まる」はOKですが。 人権の尊重との関連で、年齢や性別、国籍などの違いにとらわれずとありますが、この「など」の使い方も正確でないと思います。年齢や性別などでしょう。国籍と並列できるのは何でしょうか？	
76	P32 第4章 5. 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を 育む まちづくり		「など」の使いかたを含めて、全体の文章を整理して、わかりやすくしてください。	
77	P32 第4章 5. 施策の大綱 4. 豊かな心と文化を 育む まちづくり		①活発な文化・スポーツ活動を支える環境整備など、市民文化の振興を図るとともに、 ②歴史文化遺産の保存や活用、心身の健康づくりや生涯を通して学べる環境づくりをすすめるなど、 ③誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。 「など」は副助詞 例を出して説明・紹介するときに、わかりやすくするときに使用する。 基本的な使い方は、二つ以上の事柄を指して使う。 特徴を示す具体例を挙げるときは「～など」は必要ないと思います。 環境整備など、→環境整備と 環境づくりをすすめるなど、→環境づくりをすすめ、でいいと思います。 歴史文化遺産の保存や活用など、はOK。	

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
78	P32 第4章 5. 施策の大綱 5. 安全で安心できる まちづくり		原文について、なるべくわかりやすい文章に整理をして頂ければと思います。	「公助」、「自助」、「共助」については、すべての市民を対象としています。知識や備蓄など、できる範囲で自分を守る「自助」という考え方です。また、これらの用語は一般的に用いられている用語であり、個別計画である地域防災計画等においても使用しています。以上のことから、文章については、現行のとおりとします。
79	P32 第4章 5. 施策の大綱 5. 安全で安心できる まちづくり		「防災、防犯、救急救命などの「公助」を充実するとともに、自分の命は自分で守る「自助」と地域で支え合う「共助」の精神を一人ひとりが持ち、さまざまな危機に対する知識と備えを身に付けるための支援を進めることにより、安全で安心に暮らせるまちをめざします。」 意見 この項目に、あえて「公助」「自助」「共助」の文言を使う意味が分からない。 特に、命にかかわる分野に「自助」の精神を強調することは、高齢者や病弱者等にとっては酷なことである。「公助」「自助」「共助」の文言を使わない表現にするのが良いと思います。 例文 防災、防犯、救急救命における対策の拡充を進めるとともに、地域の助け合いの促進と、一人ひとりが自分の命を守れるよう、さまざまな危機に対する知識と備えを身に付ける支援を進め、安全で安心に暮らせるまちをめざします。	
80	P33 第4章 5. 施策の大綱 6. 施策の推進に向けて		原文について、なるべくわかりやすい文章に整理をして頂ければと思います。	
81	P33 第4章 5. 施策の大綱 6. 施策の推進に向けて		市民自治の基本原則である「人間の尊重」「情報共有」「参画」「協働」は、なにに基づいているのかが分からないため、明確にすべきと思います。 よって、次のようにしてはどうでしょうか。 大阪狭山市自治基本条例、第4条「市民の人権の尊重」、第5条「市政に関する情報の共有」、第6条「市政への市民の参画」、第7条「協働のまちづくり」を基礎に市政運営をすすめ、地域コミュニティの活性化に取り組みます。 また、持続可能な行財政運営を推進していくために、限られた経営資源を最大限に活用して、都市魅力の向上、資産の有効活用、人材の育成、広域連携の推進などの施策を推進します。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 自治基本条例に掲げる市民自治の基本原則である「人権の尊重」、「情報共有」、「市民参画」、「協働」に基づき、市政運営を進め、地域コミュニティの活性化に取り組みます。また、持続可能な行財政運営を推進していくため、限られた経営資源を最大限に活用して、都市魅力の発信、広域連携の推進などの施策を推進します。さらに、さまざまな行政課題に的確に対応できるよう、組織機構の見直しと適正な定員管理に努めるとともに、人材の育成と活用を図ります。
82	P33 第4章 5. 施策の大綱 6. 施策の推進に向けて		・限られた経営資源とは何を指しているのですか？ ・限られた経営資源を最大限に活用と資産の活用は、重複しているのでは？ ・広域連携推進などの推進とありますが、水道・消防はすでに決まっている中で、具体的に何を考えていますか？	限られた経営資源とは、財源、資産、人材などです。 南河内6市町村での事務の共同処理や、堺市との図書館の相互利用などが進められていますので、既存の連携事務に加え、他の事務についても、効果が期待できるものは連携を深めていきたいと考えています。
83	P33 第4章 5. 施策の大綱 6. 施策の推進に向けて		文章を整理してみました。 行財政資源(人的・物的)を最大限に生かして、都市魅力の向上へ人材の育成と広域連携などの施策を推進します。 人材の育成と広域連携推進は次元が違うと思うので併記に疑問はあると思う。 なお、広域連携については、効果的なものもあるが、自治体の独自の権限が及ばなくなり市民にとってプラスにならないこともあるため、慎重な検討が必要です。	No.80、81のとおりで。
84	P37 序章 1. 施策体系と施策の見方	(1)施策体系	31P施策の大綱(まちづくり目標)の各項目に、32Pと連動するものなので各項目に連番をつけたほうが分かりやすいと思います。	ご指摘のとおりで、番号を付します。
85	P39 序章 1. 施策体系と施策の見方	(2)施策の見方	施策の見方の進捗状況を見る主な指標について、このページの例を筆頭にアウトプットな指標ばかりでアウトカムになっていない。後ほど個別指摘するが、あらためられたい。	すべてアウトカムな指標とすることは困難と考えており、進捗状況を見るための指標として、主な事業の数値目標を掲げています。
86	P40 序章 2 地方創生に向けた取り組み		医療や介護、子育て、地域振興や災害対策など、住民にとって最も身近な行政である地方自治体が、「住民福祉の機関」として果たす役割はますます重要です。 憲法がうたう「地方自治の本旨」に基づく地方自治体の自主性の発揮で、地域住民のくらしを守り、地域の再生をめざす取り組みが重要です。 政府が2014年に打ち出した「地方創生」は、東京一極集中が是正されて地方が元気になるところか、行政サービスと公共施設等の「集約化」と「広域連携」へと誘導し、人口減少と地域の疲弊をますます加速させるものとなっています。 質問 「2016年3月に「大阪狭山市総合戦略」を策定し、地方創生を成し遂げるための施策を推進してきました」とあります。これに対する総括がされていると思いますが、どのような点が前進し、どのような点が不十分だったかについての資料がありますか。あれば、要旨を教えてください。	第1期総合戦略では、本市がめざすべき将来人口の短期展望として、令和2年度の人口を57,700人と設定していました。令和2年度の国勢調査人口の公表は遅延していますが、近年の人口は微増傾向にあり、目標を超える見込みであることから、一定人口目標は達成する見込みです。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
87	P41 序章 2. 地方創生に向けた取組み	(2)重点施策	重点施策、総合計画の施策と重点施策の関係について、農業振興について記載すべきでは。(※p66～67で触れられているが。)	地方創生に関する取組みを重点施策としています。41ページでは、重点施策の枠組みや、総合計画の施策と重点施策の関係について示しており、具体的な内容は各施策に示しています。また、農業の振興は、83ページに示しています。
88	P44 第1章 施策の大綱1. 施策1.	施策の背景	文書中の、「相談や子育て支援への施策の充実などが求められている。」のなどは削除したほうが、施策の充実が明確になります。などがあれば、施策の充実がぼやけます。	ご意見を踏まえ、「など」を削除し、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 核家族化が進行する中で、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は厳しくなっており、子育てに対する不安やストレス等による児童虐待を防止するとともに、より安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、相談や子育て支援への施策の充実が求められています。
89	P45 第1章 施策の大綱1. 施策1	(1)安心して子どもを産み育てられる環境づくり	近畿大学病院が移転すれば、市内に「子どもを産む施設(病院)」がなくなる。施設を確保する行政努力をどう果たすのでしょうか。	三者協定書によって、近畿大学病院が移転した後も、引き続き、本市を含む南河内二次医療圏における基幹病院として小児、周産期医療等の地域医療に確実に取り組むことが明記されており、移転後もその取り組みを確認していきます。
90	P45 第1章 施策の大綱1. 施策1.	(2)子育て支援の充実	病後児保育となっていますが、病児保育も入れてもよいではありませんか。安心して子育てができる環境づくりには欠かせないものですので、よろしく願います。第五次大阪狭山市総合計画の策定に関する市民意識調査結果報告書(P113)には、病児・病後児保育という記載があります。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 一時保育や延長保育、病児・病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを提供し、子どもの健やかな育ちと、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
91	P45 第1章 施策の大綱 1. 施策1	(3)教育・保育の充実	教育・保育環境の充実に努めるとある。学校規模の適正化についても加筆されたい。	45ページにおける「教育・保育環境の充実」は、就学前教育における教育・保育の提供体制を指しています。幼稚園を含めた学校園規模の適正化については、No.96のとおりです。
92	P45 第1章 施策の大綱1. 施策1.	市民・事業者の取組内容	事業者の取り組みで「●育児休業の取得促進を図るなど、」を、「育児休業の取得促進を図り、子育てと仕事の両立に向けた支援をします。」するほうが明確になります。	ご意見を踏まえ、「など」を削除し、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 育児休業の取得促進を図り、子育てと仕事の両立に向けた支援をします。
93	P45 第1章 施策の大綱 1. 施策1	進捗状況を見る主な指標	民設民営放課後児童会の受入児童数の目標値が90人となっているが、その根拠は。	市内で放課後児童健全育成事業を実施もしくは実施予定の民間事業者4箇所の定員合計90人を目標値の根拠としています。
94	P45 第1章 施策の大綱 1. 施策1	進捗状況を見る主な指標	指標で、「児童生徒一人あたりの学校教育施設面積の標準化」として、現況と改善目標を。	学校規模の適正化については、個別の実施計画において指標を検討し、改善目標を設定してまいります。
95	P45 第1章 施策の大綱 1. 施策1	進捗状況を見る主な指標	「民設民営放課後児童会の受入児童数・保育所待機児童数」について、主な指標を達成するため、いつどこで何をするのか等の具体的な取り組みを、上記の「行政の取組内容」に記載すべきではないか。	具体的な取組みにつきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づいて取組みを進めてまいります。
96	P48 第1章 施策の大綱 1. 施策2	施策の背景	「ICT教育の推進や、少人数学級制の導入など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要です。そのためには、学校施設の安全性の確保と防災機能の強化・・・」とありますが、それよりも前に「学校規模の適正化や普通教室の確保」という文言が必要だと考えます。	ご意見を踏まえ、学校規模の適正化について追記するため、行政の取組内容(2)の文章を、次のとおり修正します。 (修正後) 少人数学級制度の導入も踏まえた学校規模の適正化や防災面に配慮した学校園施設の計画的な整備・改修を行い、良好な教育環境の提供に努めます。また、時代の変化に対応した設備・備品などの充実を図り、快適な学習・生活空間の確保に努めます。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
97	P48 第1章 施策の大綱 1. 施策2	将来あるべき姿	将来あるべき姿(目指す方向性) 「子どもが一 中略 一 次代を担う人事が育つまちをめざします。学校園施設の整備(A)や児童生徒への安全で安心な学校給食(B)などについてAとBにより、教育環境が充実したまちをめざします。」について。 ・Bの児童生徒への安全で安心な学校給食は教育環境の充実に並列するのではなく食育として個別に扱ったほうが分かりやすいのではないのでしょうか。 ・国の方針で35人学級が決まった中で、大阪狭山市は、東小学校のように空き教室もないぐらいに大規模化し早急に対策が必要になっている現実があります。従って、学校の適正化と35人学級の実施につながる内容を明記すべきだと思います。 1例 食育とあわせて安全で安心な学校給食の提供、防災面からの計画的改修や大規模化の改善など学校園施設の整備をすすめ、教育環境が充実したまちをめざします。	将来あるべき姿は、その施策の大きな方向性を指しています。具体的な取組みは、行政の取組内容に記述しています。
98	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(1)学ぶ力・生きる力をを育む教育の推進	「さらに家庭教育を支援する施策を推進し、自己学習力を確立します。」に続けて、「これは、教育機会確保法にもとづき、不登校への対応としても整備を進めます」といった内容と、「ひとり一台貸与される端末の活用などICT教育の充実をすすめる」といった内容を加筆されたい。	ご意見を踏まえ、1人1台のタブレット端末の活用と不登校児童生徒への対応の観点から、「さらに、家庭学習を支援する施策を推進し、自己学習力を確立します」を、次のとおり修正します。 (修正後) さらに、1人1台のタブレット端末を活用し、学校・家庭における児童生徒の主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、不登校児童生徒の学習機会の充実を図ります。
99	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(2)教育環境の整備・充実	学校施設の計画的な整備、改修を行い、快適な学習、生活空間を確保するとともに、時代の変化に対応した整備改修を行い、少人数学級に対応した普通教室を確保します。と加筆修正されたい。	No.96のとおりです。
100	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(2)教育環境の整備・充実	学校園の適正規模化を図るという事を挿入すること。過密校と縮小校の是正・解消が求められており、学校園の適正化検討委員会も設置されることになっている。	No.96のとおりです。
101	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(2)教育環境の整備・充実	小・中学校の少人数学級の実施についても挿入すること。文部科学省も5年かけて小学校の35人学級を実施する方針が出された。	No.96のとおりです。
102	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(2)教育環境の整備・充実	行政の取組内容(2)で、学校体育館にエアコンの設置も挿入してはどうか。	49ページの(2)の「防災面にも配慮した学校園施設の計画的な整備・改修を行い」の中で、他の施策との優先順位も見極めながら、検討することとします。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
103	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(2)教育環境の整備・充実	「良好な教育環境の整備を進め」と記されていますが、少人数級の導入にあたり適正規模等の課題も抱えていますので「少人数数学級の推進にむけての教育環境整備」などの言葉を入れていただければと考えます。	No.96のとおりです。
104	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(2)教育環境の整備・充実	「食物アレルギー対応など…提供に努めます」と記されていますが、アレルギー対応食を示していますか。そうであれば望ましい対応といえます。現在は除去食ですから、よろしくお願いします。	アレルギー対応は、除去食の提供を指しています。
105	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(2)教育環境の整備・充実	少人数数学級の推進(取り組み)、先生の働き方改革の内容を挿入してください。	ご意見を踏まえ、「少人数数学級制度」については、No.96のとおり文章を修正します。 なお、教職員の働き方改革については、49ページの行政の取組内容(1)を推進する前提としており、そのことは、第2期教育振興基本計画の基本方針1の重点目標4に記載しております。
106	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	(3)学校園・家庭・地域の連携の推進	「コミュニティ・スクール制度の導入や地域学校協働本部の体制づくりをすすめ、地域と共にある学校園づくりを推進します」とあるが、指標ではR7年、10校となっている。幼稚園が抜け落ちている。改められたい。	本市におけるコミュニティ・スクール制度の導入計画としては、「令和6年度には、市立小・中学校のすべてに導入することをめざす」こととしています。幼稚園については今後の再編も視野にいれて検討しているところであり、コミュニティ・スクールの導入は計画しておりません。
107	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	進捗状況を見る主な指標	進捗状況を見る主な指標について 学校園の授業等への外部人材参加者数の目標値が令和7年に530人となっている。令和7年度には市内全小中学校がコミュニティ・スクールとなっていると思われるが、13人しか増えないのか。 また、教育環境の充実を図る指標として適切か。教育の充実の指標として、市内児童・生徒学校満足度(%)、将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合(%)を採用している市もある。	「学校園の授業等への外部人材参加者数」は、小・中学校の授業等に有償ボランティアとして支援して下さる外部人材の数を記載しています。有償ボランティアの活用回数の総枠は予算で決められているため、令和7年度まで令和元年度と同額の予算で、より多くの地域人材に支援いただくことを想定して、目標値を設定しております。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
108	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	進捗状況を見る主な指標	学校園の授業等への外部人材参加数 517－530－540 ＊4次総計(総括)P23では、H29－887の実績 総合戦略KPIと差異 ＊0校から10校	平成29年度の「学校園の授業等への外部支援人材参加数」は、第4次総合計画(総括)では、887人としておりますが、これは、有償ボランティア487人と無償ボランティア400人の合計数となっております。 無償ボランティアの正確な数の把握調査は、学校の業務の負担となることから、平成30年度より無償ボランティアの人数把握は行っておりません(有償ボランティアについては、学校教育グループの謝金支払い実績から把握することが可能です)。 令和元年度の基準値は、有償ボランティアの数を記載しているため、KPIと差異が生じております。
109	P49 第1章 施策の大綱 1. 施策2	進捗状況見る主な指標	「地域学校協働活動参加者数」が現状517人から540人としているが、これでは、コミュニティ・スクールを運営できるだけの参加者となっていないのではないか。再検討を願う。	「学校園の授業等への外部人材参加者数」は、小・中学校の授業等に有償ボランティアとして支援して下さる外部人材の数を記載しています。有償ボランティアの活用回数の総枠は予算で決められているため、令和7年度まで令和元年度と同額の予算で、より多くの地域人材に支援いただくことを想定して、目標値を設定しております。
110	P50 第1章 施策の大綱 1. 施策3	施策の背景	ニートやひきこもり、不登校などの青少年を取り巻く問題が深刻化し、とあるが、P051の取り組み内容に不登校の対策が何一つ示されていない。改められたい。	ご意見を踏まえ、51ページの(2)の文章に、不登校対策を追加するため、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 不登校対策として、適応指導教室「フリースクールみ・ら・い」の活用や民間施設との連携により、児童生徒の居場所づくりの充実に努めます。また、ひきこもり、ニート等の青少年への支援については、関係する機関や民間団体、地域が連携し、発見から相談、自立にいたるまで、総合的支援体制のネットワークづくりを推進します。
111	P50-51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	施策の背景	P50, P51 P93「多文化共生」読み書き教室で「教育機会確保法」が明記される 不登校に関する記述の追記を いじめに対する記述の追記を (4次総計後期)フリースクールみらいの見直し	ご意見を踏まえ、No.110及び114と同様に、文章を修正します。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
112	P50-51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	施策の背景	施策の背景において、「本市では、地域の団体や個人ボランティアのもと、……人材育成に取り組む必要があります。」とあり、それに対する行政の取り組み内容p51として「青少年の健全育成のため、市内全域、…団体を支援することにより、担い手の育成に努めるとともに、世代間交流を促進します。」とあるが、今までも各団体が長年尽力されてきたにもかかわらず、地域活動の担い手が不足している現状は変わっていない。行政の取組内容を見ると危機感が感じられず、施策の背景に記述のある「今まで地域活動にかかわったことがない人へのきっかけづくりや、人材育成に取り組む必要がある。」ことへの取組内容がないが、市の見解は。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 青少年の健全育成のため、市内全域、小学校区や中学校区などを単位に活動を展開している団体の支援や、地域学校協働活動を推進することにより、担い手の育成に努めるとともに、世代間交流を促進します。
113	P50 第1章 施策の大綱1. 施策3	施策の背景	子どもの貧困について、施策の背景では対応、課題があると述べられている。しかし、行政としての取組がない。具体的項目、施策をいれるべきである。	「子どもの貧困問題」への対応については、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育支援、生活支援、保護者の就労・社会的自立に向けた支援、経済的支援の4つの視点から、各施策と連携しながら取り組んでいます。 そのため、施策の背景の下の「分野別計画等」に「子ども・子育て支援事業計画」を追記します。
114	P50 第1章 施策の大綱 1. 施策3	施策の背景	施策の背景(現状、課題、社会潮流)では、 ・ひきこもり、不登校など深刻化し支援のあり方が大きな課題となっています。 ・スマートフォン等でインターネット上でのいじめ、非行、犯罪被害などトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。と述べられている。 行政の取組内容では、 関係機関が連携し非行防止に関わる事業の充実に努める。子どもの居場所づくり、引きこもり、ニート等、関係機関と地域が連携し、発見、相談、自立など総合的支援体制のネットワークづくりを推進します。と述べられている。 いじめは学校でも起きている。市としていじめ調査委員会や再調査委員会の設置を、条例化したのだから、挿入してはどうか。	ご意見を踏まえ、51ページの行政の取組内容(1)を、次のとおり修正します。 (修正後) 学校園・家庭・地域・各種団体など、関係機関が連携し、いじめや青少年の非行防止にかかわる事業の充実に努めます。
115	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	(1)青少年の健全育成の推進	不登校についても増加傾向なので、対策・対応を記入してはどうか。	No.110のとおりです。
116	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	(1)青少年の健全育成の推進	「学校園・家庭・地域・警察など関係機関が連携し」との表記がありますが、警察という言葉がトップの文章にあるのはいかがなものでしょう。物々しい「警察」が必要でしょうか。	No.114のとおりです。
117	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	(1)青少年の健全育成の推進	行政の取組内容(1)で、「学校園・家庭・地域・警察など関係機関が連携し、青少年の非行防止にかかわる事業の充実に努める。」については、青少年育成推進要綱に基づくものと思いますが、この基本方針では、近年、青少年による凶悪事件の多発や薬物乱用問題、(中略)少年が被害者となる凶悪事件が増加等青少年をめぐる問題は深刻な状況にあり、その対応は国民的な状況となっている。と分析をしています。そして、青少年行政の運営に当たっては、青少年問題審議会答申の趣旨を踏まえ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立つて、地域社会の構成員である家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が『開かれた』関係を構築し、地域で一体感を持った自主的取組を促進していく方向を重視するものとする。としています。 本市における青少年の分析はされていますか。凶悪な事件を起こしていますか。こういう状況は少ないと思います。そういう中で、いきなり警察を明記し、青少年の非行防止にかかわる事業に努める。ことをトップにすれば、大阪狭山市の青少年は、よほど悪いのかと誤解を招きかねません。文章を改めることを要望します。 青少年の非行防止は、国の青少年問題審議会答申にそって、家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関と連携してすすめます。程度にして、項目順位も下位にしてはどうでしょうか。	No.114のとおりです。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
118	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	(1)青少年の健全育成の推進	行政の取組内容(1)で、「上初湯川ふれあいの家」について、前に「友好都市提携をしている現在は日高川町の」という説明文をいれておくほうが理解しやすいのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) また、豊かな人間性や社会性を養うため、友好都市である和歌山県日高川町の「上初湯川ふれあいの家」などを活用し、豊かな自然環境の中で、宿泊や自然体験活動事業を行い、青少年の健全育成に取り組みます。
119	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	(1)青少年の健全育成の推進	行政の取組内容で、豊かな人間性や社会性を養うために「上初湯川ふれあいの家」を活用し、宿泊や自然体験活動事業を行いとあるが、「上初湯川ふれあいの家をはじめ、豊かな自然の中で、宿泊学習活動や自然体験活動、農山村体験を行い、青少年の健全育成に取り組み、学校においても林間学校や臨海学校、校外学習において同様の取り組みを行います。」と改められたい。	No.118のとおりです。
120	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	(2)若者の自立支援	不登校から連続してひきこもることも多いことから、フリースクールみらいとの関係性を明示されたい。また、教育機会確保法にもとづいた学習支援や、不登校特例校制度の検討など、児童生徒への具体的な取り組みも示されたい。	No.110のとおりです。
121	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	市民・事業者の取組内容	「親、教員に次ぐ第三の保護者」ある地域の大人として、」とあるが、いかがなものか。親、教員といったタテの関係ではなく、ナナメの関係を大切にしてもらいたいというメッセージが必要なのではないかと考える。表現を改められたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 親・教員とともに、地域の大人も青少年健全育成に参画し、子どもたちの成長を支援します。
122	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	進捗状況を見る主な指標	上初湯川ふれあいの家での宿泊や自然体験活動事業を行うのが取組なのであれば、指標も上初湯川ふれあいの家の利用数に合わせ、少なくとも、この取り組みの進捗が分かるようにされたい。	進捗状況を見る主な指標は、取組内容すべてのものについて掲載はしていないため、別途取組内容の成果や進捗を確認していきます。
123	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	進捗状況を見る主な指標	子どもの居場所づくり推進事業費補助件数を指標にされているが、居場所の設立数や、開設日数、利用関係者数といった実際の活動に直結したものにされたい。また、ページ上の取り組みにも明記されたい。	進捗状況を見る主な指標は、取組内容すべてのものについて掲載はしていないため、別途取組内容の成果や進捗を確認していきます。 行政の取組内容(1)に「各小学校での放課後の居場所づくりや、公民館、子育て支援・世代間交流センター(UPつぶ)などでの世代間交流に取り組む団体への支援を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めます」と示しています。
124	P51 第1章 施策の大綱 1. 施策3	進捗状況を見る主な指標	「子どもの居場所づくり推進事業費補助件数」について、主な指標を達成するため、いつどこで何をするのか等の具体的な取り組みを、上記の「行政の取組内容」に記載すべきではないか。	No.123のとおりです。
125	P54 第2章 施策の大綱 2. 施策4	施策の背景	「人々の価値観や生活様式の多様化などが」の、などは必要ないと思います。	個人の問題など列記ができていないものがあるため、「など」は必要であると考えています。
126	P54-55 第2章 施策の大綱 2. 施策4	市民・事業者の取組内容	地区福祉委員会やボランティア活動に参加し、地域での支えあい、助け合い活動に取り組みます。とあり、指標として、社会福祉協議会でのボランティア登録者数が示されている。市民活動支援センター登録ボランティアは不要であるように取れる、改められたい。また、登録者数でなく、活動日数を併記する方が、より状況が見て取れるように思う。	ボランティア活動団体は、社会福祉協議会に所属するものだけではございませんが、すべての項目において全データを提示しておらず代表的な数値の提示をしています。
127	P55 第2章 施策の大綱 2. 施策4	(2)地域福祉の担い手づくり	「理想の地域をめざす地域づくりを支援する」とあるがどのような主体がどのような理想をもって地域づくりを行うのか。また、行政はどのように支援するのか。その支援によって地域の活動に参加する市民を増やすとあるが、どのような展望か。	地区福祉委員会において、地域の課題を共有してその解決を地域で行う事業を検討しており、これらの活動を支援します。また、そこには地域の課題を対話により共有するプロセスがあるため、課題を自分のこととして活動の輪を広げる考えがあります。
128	P55 第2章 施策の大綱 2. 施策4	(3)高齢者や障がい者などにやさしい生活環境の整備	高齢者や障がい者などの、などは必要ないと思います。 高齢者や障がい者にやさしい生活環境の整備、でいいと思います。	高齢者や障がい者に限らず、すべての市民を対象としていることから、「など」は必要であると考えます。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
129	P55 第2章 施策の大綱 2. 施策4	進捗状況を見る主な指標	「小地域ネットワーク活動のサロン活動」令和元年16733人から令和7年17500人、「大阪狭山市社会福祉協議会でのボランティア登録者数」令和元年574人から令和7年680人となっておりますが、地域福祉計画での表記場所も明示するべきでは。	地域福祉計画の計画期間は5年間となっており、次期計画を策定する上で表記場所の変更が想定されることから、明示することは困難であると考えます。
130	P56 第2章 施策の大綱 2. 施策5	施策の背景	悪性新生物(がん)とありますが、(がん等) がんや肉腫などでは	「がん」は悪性新生物全体を示し、肉腫や白血病なども含まれます。
131	P57 第2章 施策の大綱 2. 施策5	(1)健康づくりの推進	フレイル(虚弱化)予防の記述を	ご意見を踏まえ、フレイルを追記するため、「(1)健康づくりの推進」ではなく、施策6の行政の取組内容の「(2)高齢者自立支援などの推進」の文章を、次のとおり修正します。 (修正後) 市民一人ひとりが生涯健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、いきいき百歳体操をはじめ、市民の主体的な健康づくりを支援すること で、フレイル(加齢とともに心身の活力が低下した状態)の進行を予防するとともに、ボランティア活動など、社会参加の機会の充実を図ることにより、活躍の場を提供します。
132	P57 第2章 施策の大綱 2. 施策5	(1)健康づくりの推進	新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症の予防と感染拡大防止のため、自粛と補償は一体に、検査・保護・追跡などの取組を進めるとともに、迅速に対応するための体制の充実を図ります。 →「自粛と補償は一体に」「検査・保護・追跡」を挿入し、このような文章にしてください。	自粛と補償は、健康づくりの観点とは異なる内容であると考えます。 また、検査・保護・追跡は、保健所が担う役割です。引き続き、大阪府と富田林保健所と連携しながら、取り組んでまいります。
133	P57 第2章 施策の大綱 2. 施策5	(2)医療体制の充実	大阪府、近隣市町村と連携しとあるが、本市独自での取り組みを示されたい。	近畿大学病院等の移転に関しては、大阪府と近畿大学とともに、三者協議において、議論し、決定してまいります。 また、「将来にわたって安心な医療体制が確保できるよう努めます」と示しており、後継病院の確保も含まれます。
134	P57 第2章 施策の大綱 2. 施策5	(2)医療体制の充実	近大病院等の移転後も「後継病院の確保をはじめ」 →「 」を挿入すること。地域の医療機関に続く。	No.133のとおりです。
135	P57 第2章 施策の大綱 2. 施策5	進捗状況を見る主な指標	がん検診の受診率となっているが、平均寿命と健康寿命差の改善を指標としている市もある。	市町村ごとの平均寿命は国勢調査年の5年ごとに作成されます。健康寿命については、大阪府より参考値として情報提供されますが、2年前の数値となり、また、国や府が平均寿命との差の指標に用いる健康寿命の算出方法(国民生活基礎調査の結果を用い算出)と異なるため、市単位で平均寿命と健康寿命の差を指標として用いるのは難しいと考えます。
136	P57 第2章 施策の大綱 2. 施策5	進捗状況を見る主な指標	「ゲートキーパー養成研修延べ受講者数」について、国の自殺対策白書などの実績に比例してのるか明示するべき	国・大阪府などでゲートキーパー養成研修の受講者数の実績は示されていないため比例しているかは明示できません。
137	P60 第2章 施策の大綱 2. 施策7	施策の背景	「福祉サービスの対象に含めるなど」の「るなど」を、「た」にする →福祉サービスの対象に含めた制度改正がおこなわれました。	障害者総合支援法の改正の内容の一部が本記載であるため、「など」は必要です。
138	P60 第2章 施策の大綱 2. 施策7	施策の背景	「・・・(障害者→障がい者差別解消法)」が成立するなどの一連の法整備により →「成立するなどの」の「の」はいらないと思います。「成立するなど一連の法整備」でいいと思います。	ご指摘のとおり、「の」を削除します。
139	P60 第2章 施策の大綱 2. 施策7	施策の背景	「さらに・・・障がい者数の増加と高齢化、障害の重度化・重複化もみられ、」 →「さらに・・・障がい者数の増加と高齢化・重度化・重複化もみられ、」ではダメでしょうか。すっきりすると思うのですが。	重度化・重複化は、障がい者を対象としているのではなく、障がいであることから現行のとおりとします。
140	P61 第2章 施策の大綱 2. 施策7	(2)障がい者福祉サービスの充実	「介護に係る家族の負担軽減のため、ショートステイの充実等に努めます。」とあるが、ショートステイの事業所数を「進捗状況を見る主な指標」に入れるべきではないか。	障害者総合支援法に基づくショートステイを含めたサービスは、市内外問わず利用できるため、利用者の数値が良いと考えています。
141	P61 第2章 施策の大綱 2. 施策7	(2)障がい者福祉サービスの充実	「支援学校への通学支援ネットワークの構築」を追加	支援学校への通学支援については、調査・研究していきます。
142	P61 第2章 施策の大綱 2. 施策7	市民・事業者の取組内容	事業者の取組で、「車いす使用範囲(店内利用)の拡大に協力」を追加	車いすを利用していないが、障がいを持っている人もいることから、市民・事業者の取組内容に、次のとおり文章を追加します。 (追加後) 障がい者が利用しやすい環境整備に努めます。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
143	P61 第2章 施策の大綱 2. 施策7	進捗状況を見る主な指標	障がい者自立支援給付・障がい児童所給付述べ利用人数について、現在の対象者数は何人なのか？今後増える見込みなのか。指標達成のための具体的にどのような取り組みを行うのか。具体的な取り組みを追記すべきではないか。	対象者は障がい者(3113人)及び難病り患者(530人)のうちサービスが必要な者となるため、申請のしていない対象者が介在しているため、対象者の実数把握は困難ですが、サービスの必要な人にサービスが届くよう、相談支援体制の強化に努めることを記載しています。 具体的な取組みについては、個別計画や実施計画で示していきます。
144	P62 第2章 施策の大綱 2. 施策8	施策の背景	「引きこもりの期間が長期化・・・関係機関と連携しつつ、支援していく必要があります。」とあるが、p63行政の取組内容には8050問題に対する支援が自立相談支援と就労準備支援だけのようだが、引きこもりの実態調査と聞き取りをおこなって取組内容を策定されたか。	ひきこもりの問題については、広範囲の実態調査は調査対象の把握及び実施の困難さから市独自には行っていないですが、厚生労働省にて平成27年及び平成30年に調査を行っており、これらを参考に生活サポートセンター及びコミュニティソーシャルワーカーに相談のあったケースについては、現状を聞き取るなど支援内容を検討し解決に当たっているところです。
145	P63 第2章 施策の大綱 2. 施策8	(1)国民健康保険制度の充実	医療費の適正化と財源確保、セーフティネットとして市民生活を支えます。とあり、保険料の収納率が指標となっているが、これでよいのか。 めざす方向(あるべき姿)は、すべての人の安定した生活と自立を支援するまち。なのだから、指標とリンクさせる取り組みは、生活困窮者の支援であり、自立相談支援事業や学習支援事業といった支援であり、その成果の進捗であると考ええる。再考いただきたい。	国民健康保険制度は、国民皆保険制度の最後の砦(セーフティネット)であり、制度の安定的な運営には、自主財源である国民健康保険料の確保が重要であることから指標としております。 生活保護、生活困窮者に陥る方については、さまざまな状況で困窮となるため、今後、将来の相談者人数が想定できない。そのため、進捗状況を見る指標を表すには適さないと考えます。
146	P63 第2章 施策の大綱 2. 施策8	(1)国民健康保険制度の充実	「国民健康保険の安定的な運営のため、医療費の適正化と財源確保を国に求めることを含め、セーフティネットとして市民生活を支えます。」 →「を国に求めることを含め」の挿入をしてください。	国民健康保険制度の安定的な運営を行うための財源には、保険料や国費などの補助金も含んでおります。
147	P66 第3章 施策の大綱 3. 施策9	施策の背景	令和3年度から大阪広域水道企業団と水道事業を統合し、広域連携を推進するとともに、運営基盤強化に向けた取り組みを進めます。 すでに令和2年度に統合する議案が可決されていることから、この表現は違和感を感じます。 統合されるが、市民の声を反映できるよう努める。との視点からの意見表明がいるのではないのでしょうか？	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 令和3年度から大阪広域水道企業団との水道事業の統合により、広域連携を推進するとともに、運営基盤強化に向けた取り組みを進める必要があります。
148	P67 第3章 施策の大綱 3. 施策9	(1)魅力あるまちづくりの推進	「・・・踏まえた、コンパクトで持続可能なまちづくりをすすめます。」 →コンパクトのイメージは、市民の意見・要望を狭める感じがします。 「・・・踏まえ、持続可能なまちづくりをすすめます。」「た、コンパクトで」を削除してください。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) また、市民ニーズや地域の特性に応じ、近隣市町村との連携や、公民連携による民間活力の導入、AIやIoTなどの最新技術の導入も踏まえた、魅力的で持続可能なまちづくりを進めます。
149	P71 第3章 施策の大綱 3. 施策10	(2)人にやさしい交通環境の実現	「高齢者や障がい者、子どもなどの歩行者が安全で安心して通行することができるよう・・・。」 →「などの」を「たち」に。 「歩行者」は通行で意味が通じるので「すること」も含め削除した方がすっきりすると思います。 「高齢者や障がい者、子どもたちが安全で安心して通行できるよう・・・。」	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) すべての市民が安全で安心して通行することができるよう、歩行者空間の整備や狹隘道路の拡幅を行います。
150	P71 第3章 施策の大綱 3. 施策10	(3)暮らしを支える公共交通の整備	鉄道、バス、タクシーなどの事業者との公民連携や、近隣市との広域連携を推進し広域的な公共交通網の充実に努めます。 →狭山駅、大阪狭山市駅の無人化解消を、事業者に働きかけます。・・挿入すること。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 鉄道、バス、タクシーなどの事業者との公民連携や近隣市との広域連携を推進し、広域的な公共交通網の充実に努めるとともに、駅の安全性やバリアフリー化の推進について、事業者へ働きかけます。
151	P66-72 第3章 施策の大綱 3. 施策9.10		広域行政の推進も大きな課題となっている。本市だけに限定しないで、近隣市との調和、連携も視野に入れるべきでは。	No.148のとおりです。
152	P74 第3章 施策の大綱 3. 施策11	施策の背景	施策の背景で、「開設から数十年が経過した公園は、施設等の老朽化」とあるが、施設等は遊具等の方がわかりやすいのでは	遊具以外の施設も老朽化しているため、公園施設の整備を進める必要があると考えております。
153	P74-76 第3章 施策の大綱 3. 施策11		ため池の記載は。	農業用ため池の記載については施策の大綱3. 施策13. に記載しています。
154	P75 第3章 施策の大綱 3. 施策11	(2)みどりの景観整備	「市の木」桜の保全があれば「市の花」つつじも入れるべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) また、狭山池をはじめ、市内に植樹している「市の木」桜の保全に努めるとともに、「市の花」つつじなどの花を活用したまちづくりを推進します。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
155	P79 第3章 施策の大綱 3. 施策12	(1)低炭素社会の実現	エネルギー消費の抑制に努めるとともに、「公共施設での太陽光発電施設の設置など」を挿入して再生可能エネルギーに続く。	総合計画の基本理念に基づき、市の温室効果ガス排出抑制対策を実行する地球温暖化対策実行計画において取り組んでまいります。
156	P82-84 第3章 施策の大綱 3. 施策13		ため池、農地の保全と役割についての記載は。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後：施策の背景) さらに、ため池については、農業用水の確保をはじめ、降雨時における貯水機能などの役割を持っていることから、関連機関と連携し、ため池の改修など農業基盤の整備とあわせた農空間の環境整備を進める必要があります。
157	P82 第3章 施策の大綱 3. 施策13	施策の背景	観光……末尾3行 【横断的視点】狭山池博物館との連携は？	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後：行政の取組内容(4)) 狭山池、西高野街道、あまの街道などの既存の観光資源と新たに発掘した魅力の情報を、イベントなどを通じて発信するとともに、狭山池博物館や北条五代に関する事業との連携により、本市のPRに努めます。
158	P83 第3章 施策の大綱 3. 施策13	(1)農業の振興	「遊休農地所有者に対しては、農地の適正利用のための指導を行います」とあるが「進捗を見る主な指標」に、遊休農地の削減を追加すべきではないか。	進捗状況を見る主な指標は、取組内容すべてのものについて掲載はしていないため、別途取組内容の成果や進捗を確認していきます。
159	P83 第3章 施策の大綱 3. 施策13	(1)農業の振興	遊休農地など……農福連携	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 農業のさらなる振興を図るため、新規就農につながる各種講習会の開催や農福連携事業の検討のほか、農業基盤でもあるため池や水路などの整備改修を進めるとともに、防災対策の一環としてため池ハザードマップを作成します。
160	P82 第3章 施策の大綱 3. 施策13	(2)商工業の振興	「新規創業者へ支援」とあるが、他市から企業の誘致が重要であり必要と考える。追記を要望する。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 地域を活性化し、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、大阪府や商工会との連携を強化し、経営相談や金融セーフティネットへの誘導を図ります。また、市内事業者に対する経営安定支援や販路の拡大支援、新規創業者への支援を通じて、商工業の振興を図るとともに、新規事業所の立地を促進します。さらに、本市マスコットキャラクターや特産品を使用した大阪狭山ブランドの開発や、産業まつりなどを通じた農業及び商工業の各業種間の交流促進など、地域活性化の取組みを進めるとともに、地域における消費を喚起する仕組みづくりを検討します。
161	P83 第3章 施策の大綱 3. 施策13	(2)商工業の振興	特産品……………一品運動	「大阪狭山ブランドの開発」の取組みを進める中で、検討してまいります。
162	P83 第3章 施策の大綱 3. 施策13		平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定、平成28年5月「都市農業基本計画」が閣議決定され、都市農業振興に向けた地方計画の策定が努力義務化されていることから、本市においても、「都市農業振興に向けた地方計画の策定」を取り組み内容に挿入してはどうか。	本市においては、都市農業基本計画に代わるものとして農業経営基盤強化促進基本構想を基本に農業政策を進めています。
163	P83 第3章 施策の大綱 3. 施策13	進捗状況を見る主な指標	「新規創業者数」「他市から企業移転数」「失業者数」など、具体的な項目が必要ではないか。	進捗状況を見る主な指標は、取組内容すべてのものについて掲載はしていないため、別途取組内容の成果や進捗管理の中で確認していきます。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
164	P86 第4章 施策の大綱 4. 施策14	施策の背景	「幼児教育から小中高等学校教育、大学教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が必要」とあるが、社会人にとどまらず、退職者、高齢者にも学習、学びの機会が必要だという表記にならないか。また、市民や学生にとって、と続くが、市民と学生を分ける意図は何なのか。上の文章を受けると幼児から社会人、(退職者、高齢者)まですべての市民にとって、と考えられないか。	社会人は、勤労者世代のみを意味しているものではありませんが、高齢期(高齢者)における表記を示す必要もあると考えます。 また、市外から市内高等教育機関等へ通う学生を表しているものであるが、それらの学生も自治基本条例に定義される「市民」です。 以上の2点を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) そのためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたる学習が必要です。 そこで、本市全域を「学びのキャンパス」とし、生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が個々のキャリアやボランティア活動、地域社会の発展などに生かされるようなまちづくりを推進するとともに、学んだ人たちがその成果を生かし、教える側にもなることができる効果的な学習活動の場を提供する必要があります。
165	P86 第4章 施策の大綱 4. 施策14	施策の背景	4次総計で示された「生涯学習の総合型循環システムの構築」をP86に明記し、P87の「生涯学習推進計画(ライフステージ別)」と併せ進めること。	「生涯学習の総合型循環システムの構築」等のご意見については、今後、策定を予定している「生涯学習推進計画」において、記述等の検討をしていきたいと考えます。
166	P87 第4章 施策の大綱 4. 施策14	(1)生涯学習の推進	「市民の誰もが、参加しやすいよう、幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期、それぞれのライフステージにあった学びの場を提供するとともに、」とし、「誰もが」を生涯学習のステージ上にあることを伝えていただきたい。	「市民の誰もが」の記述に「幼少期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期」も含まれているものと考えます。 この項目では、「生涯学習の推進」としての取組内容を記述していることから、内容のすべてが、生涯学習のステージ上のものであると考えます。
167	P87-88 第4章 施策の大綱 4. 施策14	進捗状況を見る主な指標	指標について、公民館利用者数にしているのは理解できない。現状より、1万3000人近く上乗せているが、それだけのキャパがあるのか。新しい生活様式、人口減少社会にある中で、この指標は理解できない。スポーツ施設利用者数も同様の理由からあわせて再考を願う。	教育振興基本計画においても、「公民館利用者数」と「スポーツ施設利用者数」を指標として設定しており、目標値の増加人数はキャパシティを超えた人数とは考えていません。事業内容の充実を図ることで、目標達成に向け、取り組んでまいります。
168	P87-88 第4章 施策の大綱 4. 施策14	進捗状況を見る主な指標	「公民館利用者数」「スポーツ施設利用者数」の目標値は、実現可能な数字なのか。	No.167のとおりです。
169	P87-88 第4章 施策の大綱 4. 施策14	進捗状況を見る主な指標	公民館利用者数 令和元年62487人から令和7年78500人 スポーツ施設利用者数 令和元年268766人から令和7年300000人となっています 指定管理者制度、期間も明示するべきでは	進捗状況を見る主な指標は、取組内容の成果を確認するものであるため、他の項目を記載は極力差し控えます。
170	P91 第4章 施策の大綱 4. 施策15	(1)文化・芸術の振興	【横断的視点】文化会館だけでなく、公民館との連携の強化の記述を	文化・芸術の振興にあたっては、公民館との連携強化も重要な取り組みの一つとして認識しており、「施策連携」として双方に掲載をしているため、取組内容の記述については変更せず、それぞれの分野別計画等を踏まえ、一層の強化連携を図っていきます。
171	P90 第4章 施策の大綱 4. 施策15	進捗状況を見る主な指標	機構が新しくなることで、文化は市民部、歴史は教育委員会が担うことになる。市民部が文化団体や文化グループの育成に取り組まれるということなので、その指標は、教育文化功労者表彰として毎年あらわせる。検討されたい。少なくとも文化会館の利用率ではない。育成した団体の会員数の増だとか、活動回数の増だと考える。	令和3年4月から、文化は政策推進部、歴史は教育委員会の所掌事務となりますが、文化・芸術の振興の拠点となる文化会館の利用率は、市民の文化・芸術における活動量を計る指標であると考えます。なお、現時点において、表彰者、団体の会員数や活動回数による基準値及び目標値等の設定が困難となっております。
172	P91 第4章 施策の大綱 4. 施策15	進捗状況を見る主な指標	狭山池博物館の入館数の追加	狭山池博物館は、大阪府の施設であることから、指標にはなじまないと考えます。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
173	P92 第4章 施策の大綱 4. 施策16		『互いに人権を尊重する共生社会づくり』のページには、ジェンダー平等の表記がありません。SDGsの欄に「5ジェンダー平等」の目標が表記されていますので、ジェンダー平等について記載があった方がよいではありませんか。「女性に対する暴力……」のあたりに入るのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、行政の取組内容(2)後段を、次のとおり修正します。 (修正後) ジェンダー平等の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備、多様な働き方への支援に取り組みます。
174	P92 第4章 施策の大綱 4. 施策16	(1)人権尊重社会の確立	人権を尊重する共生社会づくり 取り組みに年齢、性別、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることのない社会とあるLGBTQについても触れていただきたい。	ご意見を踏まえ、「性自認」、「性的指向」を追加するため、将来あるべき姿と行政の取組内容(1)を、次のとおり修正します。 (修正後：将来あるべき姿) すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることなく、かけがえのない存在として尊重される多文化共生のまちをめざします。 (修正後：行政の取組内容(1)) 「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権行政基本方針」に基づき、すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることのない社会の確立をめざし、人権啓発活動や人権擁護を目的とした情報提供・相談体制の整備に取り組みます。
175	P93 第4章 施策の大綱 4. 施策16	(1)人権尊重社会の確立	行政の取組内容(1)で、ジェンダー平等の視点から、「性への偏見、性暴力の無い社会」を挿入してはどうか。	「性暴力の無い社会」につきましては第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン策定時の議論を踏まえ、取組2に記載の「あらゆる暴力の防止」において記載しております。 また、「性への偏見」に関して、「性自認」、「性的指向」を追加するため、将来あるべき姿と行政の取組内容(1)を、次のとおり修正します。 (修正後：将来あるべき姿) すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることなく、かけがえのない存在として尊重される多文化共生のまちをめざします。 (修正後：行政の取組内容(1)) 「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「大阪狭山市人権行政基本方針」に基づき、すべての人が年齢、性別及び性自認・性的指向、障がいの有無、人種、民族、出自、宗教、経済的地位等を理由に差別、排除されることのない社会の確立をめざし、人権啓発活動や人権擁護を目的とした情報提供・相談体制の整備に取り組みます。
176	P93 第4章 施策の大綱 4. 施策16	(1)人権尊重社会の確立	行政の取組内容(1)で、「……差別、排除されることのない社会……」という文章がありますが、「多様性を認め合う社会」までつなげる方がジェンダー平等の目標に当てはまると考えます。	ご指摘の表現につきましては、人権文化をはぐくむまちづくり条例及び世界人権宣言、SDGsの理念である「誰一人取り残されない社会の実現」を踏まえ、記載しております。
177	P93 第4章 施策の大綱 4. 施策16	(1)人権尊重社会の確立	ジェンダー平等は、飢餓のない世界を実現し、すべての女性、男性、女兒および男児が、十分な食料を確保する権利を含め人権を確保するための前提条件です。 男女の社会的・文化的な格差を比べた2020年の「ジェンダーギャップ指数」によると、日本は149カ国中121位とおくれています。SDGsの目標：5「ジェンダー平等の実現」を挿入して、事業に取り組むことは先進的な方向性を示すことになると思います。ぜひ、挿入してください。	SDGsターゲット5につきましては、ジェンダー「社会的文化的性別役割」による格差解消と女性、女子のエンパワメントを目標に掲げており、女子差別撤廃条約及び男女共同参画社会基本法、大阪狭山市男女共同参画推進条例、同推進プランと密接に関わりますことからご意見を踏まえ、行政の取組内容(2)に、「ジェンダー平等の実現に向けて」を追記いたします。 (修正後) No.173のとおりです。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
178	P96 第5章 施策の大綱 5. 施策17	施策の背景	P96 施策の背景 4行目 「各種団体や自主防災組織と連携し」⇒「学校と自主防災組織等との連携など、」へ	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 地震・風水害などの自然災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して生活を送れるように、ライフライン事業者などの防災関連機関と連携し、「自助」・「共助」・「公助」の体制強化を図ります。また、地域の防災リーダーの育成を一層進めるとともに、各種団体、自主防災組織や学校園などと連携し、地域の防災力の強化に取り組む必要があります。
179	P97 第5章 施策の大綱 5. 施策17	(1)防災対策の強化	防災対策への強化の取り組みに、「防災無線個別受信機」を挿入してください。現在、土砂災害警戒区域の隣接世帯、高齢者世帯へ設置検討が行われていることから、たとえば、「市民に防災無線の情報がより正確に届くよう希望者への「個別受信機」設置をすすめます。」と一項追加してはどうでしょうか。	総合計画はまちづくりの基本方向を示すものであるため、具体的な取り組みは地域防災計画等で示していきます。ご提案の戸別受信機をはじめとした防災情報の伝達については、今後本市地域防災計画に基づき、取り組んでまいります。
180	P97 第5章 施策の大綱 5. 施策17	(1)防災対策の強化	(1)「また、防災士の資格…」の、「また、」は必要ないと思います。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) また、関係機関や地域の関係団体との連携・協力により、避難行動要支援者の支援を図るとともに、防災士の資格取得支援を実施し、地域の防災リーダーの育成をめざします。
181	P99 第5章 施策の大綱 5. 施策18	(1)消防体制・火災予防の充実	消防団の記載は？	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後：行政の取組内容(1)) また、消防団はこれまでの体制を維持し、常備消防と強固に連携しながら、引き続き地域の安全・安心の確保のための活動を行います。さらに、火災予防のため、市民に住宅用火災警報器設置及び維持管理の必要性を啓発するとともに、防火思想の向上に努めます。
182	P99 第5章 施策の大綱 5. 施策18	(2)救急救命体制の充実	97ページの「防災、防犯対策の強化」の取り組みとして地域の防災リーダーの育成が示されているのは理解できるが、99ページの「消防、救急体制の強化」の行政の取組内容(2)にある「地域防災の担い手となる市民への各種救急講習の実施」については、委託する堺市との協議は整っているのか。 ・消防力を増強する点から、市民の協力により、防火対策と初期消火の一層の強化を図っていく必要を訴えられているが、これは、消防団のことか。であれば、明示されたい。 ・また、これについても、堺市との協議は整っているのか。であれば、そのことを明示しておいていただきたい。	各種救急講習の実施について、堺市との協議は整っています。 「市民の協力により、防火対策と初期消火の一層の強化を図っていく」の「市民」は一般市民を示しております。また、消防団については、堺市との協議は整っています。
183	P105 第6章 施策の大綱 6. 施策20	進捗状況を見る主な指標	市民とともにつくる参画と協働のまちづくり 自治会、地区会への具体的な支援策を取り組みとして示し、加入率が下がり課題となっている現状が、どのように向上していくのか分かる指標とすることで、施策の背景として示されている「こうした状況に対応するため、地域と行政が連携協働して、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。」とリンクする。少なくとも、自治会加入率が60％では、活性化したといえるような数字ではない。改められたい。	各自治会、地区会における地域での実情が異なることから現時点における具体的な支援策を明記することは困難であり、指標においても、減少している現状とかけ離れた目標を設定することは困難であると考えます。
184	P105 第6章 施策の大綱 6. 施策20	(1)市民参加(参画)・協働の推進	「将来あるべき姿をともに実現できるよう…」とあるが、将来あるべき姿とはどのようなものか。	まちづくり円卓会議条例第8条に地域ビジョンの策定に努めると規定されており、地域ごとの課題解決に向け、行政も一緒になって取り組んでいくことを示しています。
185	P105 第6章 施策の大綱 6. 施策20	進捗状況を見る主な指標	p105進捗状況を見る主な指標に自治会等への加入率の向上があることや、円卓会議などの活動には参加だけでなく参画が必要なので、取組内容を「地域のまちづくりの核となる自治会等への加入やまちづくり円卓会議などの活動に参画します。」としたほうが良いと考えるが見解は。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 地域のまちづくりの核となる自治会等やまちづくり円卓会議などの活動に参加・参画します。
186	P105 第6章 施策の大綱 6. 施策20	進捗状況を見る主な指標	p105進捗状況を見る主な指標について 市民団体登録件数が令和7年度目標値266件とあるが、第1期総合戦略の計画期間延長の際に出された令和2年度目標値は276件である。目標数値が減少しているがなぜか。また、コミュニティ活動の推進の指標としてコミュニティビジネス創出件数としている市もある。	総合戦略の目標値は、第四次総合計画との整合性を図って設定されており、第五次総合計画においては、令和元年の基準値(実情)に基づき、改めて設定を行ったことから差異が生じているものです。コミュニティビジネスについては、現時点における実態等不明な部分があることから、新たな指標として設けることは困難であると考えます。
187	P108 第6章 施策の大綱 6. 施策21	施策の背景	シティプロモーションを強化することによりと言われているが、具体的にどうするのか書かれていないので、わからない。	総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものです。具体的な取り組みは、実施計画で示していきます。

連番	項目指定位置	箇所	意見等	市の考え方
188	P109 第6章 施策の大綱 6. 施策21	進捗状況を見る主な指標	指標、ホームページのアクセス数、LINEの友だち登録件数、SNSによる情報発信回数とあるが、これから取り組む内容も明記すべきでは。	総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものです。具体的な取組みは、実施計画で示していきます。
189	P114 参考資料 各中学校区のまちづくりの方向性	(1)各中学校区のまちづくりの方向性の趣旨	最後の3行。「もちろん、これらが地域の課題やまちづくりの取り組みを網羅したものではありません。行政の施策についても、これらに限定されるものではありません。全市的に取り組む必要がある施策については、「体系別計画」に基づき、全市域を対象に取り組めます。」の内容は大事な点だと思います。	まちづくり市民会議での議論を踏まえつつ、取りまとめておりますので、その場での議論がすべてではないということを明記しています。
190	P115 参考資料 各中学校区のまちづくりの方向性	(3)「各中学校区のまちづくりの方向性」の位置付けと今後の進め方	まちづくり円卓会議だけでなく自治会、地区会も明記すべきでは。	ご意見を踏まえ、次のとおり文章を修正します。 (修正後) 各中学校区の将来のあるべき姿の実現のため、自治会等をはじめ、校区内で活動する団体や市民と行政が協働しながら、各中学校区のまちづくりの方向性を参考に、まちづくり円卓会議による地域ビジョンの策定をめざす
191	P120 参考資料 各中学校区のまちづくりの方向性	狭山中学校区	堺市北野田地域と隣接していることから近接地域との調和連携を考慮すべきでは。(幅90センチの里道を境に方や宅地化し、本市側は調整地域になっている。全体的に調和がとれていない。本市だけを見ているように思える。)また、北野田駅を利用する市民が多い、北野田駅との動線も考慮すべきでは。	ご指摘の地域については、多様な意見があり、時代背景や市民ニーズを踏まえ、今後計画があがってくれば検討していきます。
192	P128 参考資料	南中学校区	近畿大学病院等の移転に伴って、泉ヶ丘地域への動線も考慮すべきでは。滝谷駅を利用する市民が多い、滝谷駅との動線も考慮すべきでは。	P128の施策10、施策5で記述しておりますが、詳細な事項については、今後の個別計画において、検討していく課題であると考えております。
193	その他		・新型コロナウイルス感染症の拡大が続く状況の中、第五次総合計画の取りまとめ・策定は1年から2年程度、延期することが賢明であると提言したい。理由としては下記の通りである。 ①各文章において、前後での整合性がとれていない箇所がみられる。 ②第四次の総括が不十分であるなかでの、第五次大阪狭山市総合計画とはならないと考える。 ③策定の過程での有識者の「学識者懇談会まとめ」・・・令和元年8月(中学校校区単位と小学校校区単位のコミュニティ規模等についての考えについて等)が素案にほとんど反映されていない。 ④このようなコロナ禍の大変な時期(大変とは、大きく変わるということ)に形・計画だけをつくるのではなく、現実をしっかり見つめ、そして10年後を見定めるビジョンが重要である。 ・「皆でめざすべき方向性を共有する必要があり、そのためにビジョンがある」	令和2年12月議会の代表質問で、政策推進部長から答弁申し上げたように、総合計画に空白期間が生じてしまうこと、第四次総合計画期間を1年延長した場合であっても目標設定の見直しや、進行管理といった新たな作業が必要となってきます。こうした中、総合計画審議会を開催し、本年1月6日に審議会を代表し、会長から答申をいただきました。また、同月12日からパブリックコメントを実施し、3月議会に提案していきたいと考えています。
194	その他		新型コロナウイルス感染症によって、社会全体が大きく変化するといわれている。行政の広域化(まちづくり)も変化せざるを得ないと思われる。総合計画もパラダイムシフトして策定するべきではと思われる。	社会情勢の変化により、見直しが必要と判断した場合は、見直しを図っていきます。ご指摘のとおり、社会情勢が刻々と変化していくなか、総合計画そのもののあり方についても、検討していく必要があると認識しています。
195	その他		総合計画の全体を通して「進捗状況を見る主な指標」を挙げられているが、それを達成するための具体的な行政の取組がこの計画からは見えてこない。分野別計画に具体的な取組が記載されているのであれば、その記載箇所を総合計画にも反映すべきではないかと考える	総合計画は、今後のまちづくりの指針となるものです。具体的な取組みは、個別計画へ委ねるほか、実施計画等で示していきます。
196	その他		分野別計画等の表記があるが、何ページにと明記を入れると良いのではないのでしょうか。	計画によって、計画期間が異なり、表記場所の変更が想定されることから、明示することは困難であると考えます。